

## 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項に基づく報告書
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ 代表執行役社長 平野 信行
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
【報告義務発生日】	-
【提出日】	平成30年1月24日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	-
【提出形態】	-
【変更報告書提出事由】	-

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	S Gホールディングス株式会社
証券コード	9143
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

## 1【提出者（大量保有者）/1】

## 第2【提出者に関する事項】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社三菱東京UFJ銀行
住所又は本店所在地	〒100-8388 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

## 【法人の場合】

設立年月日	大正8年8月15日
代表者氏名	三毛 兼承
代表者役職	取締役頭取執行役員
事業内容	銀行業

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社三菱東京UFJ銀行 融資企画部 高瀬 賢治
電話番号	03-3240-5327

## 第3【訂正内容】

平成30年1月5日に提出しました大量保有報告書（報告義務発生日、平成29年12月25日）について、以下の通り訂正事項がありましたので、訂正報告書を提出致します。

訂正箇所：(4)（当該株券等に関する担保契約等重要な契約）

## 【訂正前】

該当無し

## 【訂正後】

当行は、法第27条の23第3項本文の株券14,959,860株について、Morgan Stanley & Co. International plc及び大和証券株式会社（以下「ジョイント・グローバル・コーディネーター」という）に対し、平成29年12月4日（当日を含む。）から平成30年6月10日（当日を含む。）までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、SGホールディングス株式会社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による国内売出し、海外売出し、オーバーアロットメントによる売出しのためにSGホールディングス株式会社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であってもその裁量で当該同意の内容を一部又は全部につき解除し、又はロックアップ期間を

短縮する権限を有しております。

## 2【提出者（大量保有者）/2】

## 第2【提出者に関する事項】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	三菱UFJ信託銀行株式会社
住所又は本店所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

## 【法人の場合】

設立年月日	昭和2年3月10日
代表者氏名	池谷 幹男
代表者役職	取締役社長
事業内容	信託業務・銀行業務

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	日本マスタートラスト信託銀行 国内資産管理部株式グループ 横井伸幸
電話番号	03 - 5403 - 5376

## 第3【訂正内容】

平成30年1月5日に提出しました大量保有報告書（報告義務発生日、平成29年12月25日）について、以下の通り訂正事項がありましたので、訂正報告書を提出致します。

訂正箇所：(4)（当該株券等に関する担保契約等重要な契約）

## 【訂正前】

該当無し

## 【訂正後】

当社は、法第27条の23第3項本文の株券676,500株について、Morgan Stanley & Co. International plc及び大和証券株式会社（以下「ジョイント・グローバル・コーディネーター」という）に対し、平成29年12月4日（当日を含む。）から平成30年6月10日（当日を含む。）までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、SGホールディングス株式会社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による国内売出し、海外売出し、オーバーアロットメントによる売出しのためにSGホールディングス株式会社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であってもその裁量で当該同意の内容を一部又は全部につき解除し、又はロックアップ期間を

短縮する権限を有しております。